

○経済産業省令第六十一号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、及び同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十四日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 茂木 敏充

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）

改正後	改正前
<p>(登録の申請) 第四十一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項の申請書に第四十六条第二項の書面を添えない場合に あつては、様式第十一による検査申請書を経済産業大臣に提出 しなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>様式第27 (第60条関係) [略]</p> <p>殿</p> <p>[略]</p>	<p>(登録の申請) 第四十一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の申請書に第四十六条第二項の書面を添えない場合に あつては、様式第十一による検査申請書を経済産業大臣に提出し なければならない。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>様式第27 (第60条関係) [略]</p> <p>高圧ガス保安協会 指定容器検査機関 殿</p> <p>[略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(冷凍保安規則の一部改正)

第二条 冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第二号の許可を受けようとする者は、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を事業所の所在地（移动式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第十条の二、第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十六條の二、第二十九條第一項及び第二項、第三十五條第一項、第四項及び第十項、第三十七條、第三十九條第二項、第四十條第三項、第四十一條第三項及び第五項、第四十二條第一項及び第二項並びに第五十五條第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならぬ。ただし、遺贈、營業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2

表「略」

改正前

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第二号の許可を受けようとする者は、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を事業所の所在地（移动式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第十条の二、第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第三項、第二十四条第一項及び第二項、第二十六條の二、第二十九條第一項及び第二項、第三十五條第一項及び第四項、第三十七條、第三十九條第二項、第四十條第三項、第四十一條第三項及び第五項、第四十二條第一項及び第二項並びに第五十五條第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならぬ。ただし、遺贈、營業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2

表「略」

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第七条 製造のための施設(以下「製造施設」という。)であつて、その製造設備が定置式製造設備(認定指定設備を除く。)であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四 「略」

五 凝縮器(縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。以下この号において同じ。)、受液器(内容積が五千リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。)及び配管(冷媒設備に係る地盤面上の配管(外径四十五ミリメートル以上のものに限る。)であつて、内容積が三立方メートル以上のもの又は凝縮器及び受液器に接続されているもの)並びにこれらの支持構造物及び基礎(以下「耐震設計構造物」という。)は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。

六〜十七 「略」

2 「略」

(危害予防規程の届出等)

第三十五条 「略」

2 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第七条 製造のための施設(以下「製造施設」という。)であつて、その製造設備が定置式製造設備(認定指定設備を除く。)であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四 「略」

五 凝縮器(縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。)、受液器(内容積が五千リットル以上のものに限る。)及び配管(経済産業大臣が定めるものに限る。)並びにこれらの支持構造物及び基礎(以下「耐震設計構造物」という。)は、耐震設計構造物の設計のための地震動(以下この号において「設計地震動」という。)、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法(以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。)、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の経済産業大臣が定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの(経済産業大臣がその計算を行うに当たつて十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。)によることができる。

六〜十七 「略」

2 「略」

(危害予防規程の届出等)

第三十五条 「略」

2 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各

号に掲げる事項の細目とする。

一～六 「略」

七 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。

八～十二 「略」

3
3～8 「略」

9 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第八条第一項の規定により津波浸水想定（同項に規定する「津波浸水想定」をいう。以下同じ。）が設定された区域内にある事業所に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、当該津波浸水想定に応じた次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。

二 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。

三 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。

四 津波による製造設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。）。

五 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、消火設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。

号に掲げる事項の細目とする。

一～六 「略」

「新設」

七～十一 「略」

3
3～8 「略」

「新設」

六 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。

10 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による

津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において冷凍に係る高圧ガスの製造を行う事業所に現に管理している第一種製造者は、当該設定があつた日から一年以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

別表第一（第二十五条関係）

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合 一～五 「略」 六 第七条第一項第五号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	一～五 「略」 六 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。
2 「略」	七十九 「略」

備考 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔新設〕

別表第一（第二十五条関係）

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合 一～五 「略」 六 第七条第一項第五号の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	一～五 「略」 六 耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。
2 「略」	七十九 「略」

備考 「略」

(液化石油ガス保安規則の一部改正)

第三条 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分はこれに順次対応する改正後欄に掲げる既定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項、第四項及び第十項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九條、第七十三條、第七十六條第三項、第七十七條第二項、第七十四項及び第五項、第七十八條第三項及び第五項、第七十九條第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

改正前

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項及び第四項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九條、第七十三條、第七十六條第三項、第七十七條第二項、第七十四項及び第五項、第七十八條第三項及び第五項、第七十九條第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2 「略」

(第一種製造設備に係る技術上の基準)

第六条 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八号第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 十九 「略」

二十 貯槽（貯蔵能力が三トン以上のものに限る。以下この号において同じ。）及び配管（高圧ガス設備に係る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。）であつて、地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。以下この号において同じ。）で区切られた間の内容積が三立方メートル以上のもの又は貯槽から地震防災遮断弁までの間のもの（をいう。）並びにその支持構造物及び基礎（以下「耐震設計構造物」という。）は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。

二十一 三十六 「略」

2・3 「略」

第六十一条 「略」
(危害予防規程の届出等)

2 「略」

(第一種製造設備に係る技術上の基準)

第六条 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八号第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 十九 「略」

二十 貯槽（貯蔵能力が三トン以上のものに限る。）及び配管（経済産業大臣が定めるものに限る。）並びにその支持構造物及び基礎（以下「耐震設計構造物」という。）は、耐震設計構造物の設計のための地震動（以下この号において「設計地震動」という。）設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法（以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。）耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の経済産業大臣が定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの（経済産業大臣がその計算を行うに当たつて十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。）によることができる。

二十一 三十六 「略」

2・3 「略」

第六十一条 「略」
(危害予防規程の届出等)

2 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 一六 「略」

七 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。

八 一十二 「略」

3 一八 「略」

9 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百十三号）第八條第一項の規定により津波浸水想定（同項に規定する「津波浸水想定」をいう。以下同じ。）が設定された区域内にある事業所に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、当該津波浸水想定に応じた次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。

二 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。

三 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。

四 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。）。

五 充填容器等（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容

2 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 一六 「略」

「新設」

七 一十一 「略」

3 一八 「略」

「新設」

器等の回収方針に関する事（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあつては、二メートル）を超える場合に限る。）。

六 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関する事。

七 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関する事。

10 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において液化石油ガスの製造を行う事業所に現に管理している第一種製造者は、当該設定があつた日から一年以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

別表第一（第三十六条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合 一 十九 略 二十 第六条第一項第二十号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	一 十九 略 二十 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目標及び図面により検査する。

〔新設〕

別表第一（第三十六条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合 一 十九 略 二十 第六条第一項第二十号の耐震設計構造物の耐震の影響に対して安全な構造	一 十九 略 二十 耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目標及び図面により検査する。

二十一～五十四 [略]	二十一～五十四 [略]
2～4 [略]	
備考 [略]	

様式第37 (第77条、第78条関係)

[略]

殿

備考 1～5 [略]

[削る]

6 [略]

様式第53 (第92条関係)

[略]

殿

[略]

様式第54 (第92条関係)

[略]

殿

[略]

様式第57 (第96条関係)

二十一～五十四 [略]	二十一～五十四 [略]
2～4 [略]	
備考 [略]	

様式第37 (第77条、第78条関係)

[略]

都道府県知事
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名
殿

備考 1～5 [略]

6 「」内は、該当する一の機関の名称を記載すればよ
い。

7 [略]

様式第53 (第92条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第54 (第92条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第57 (第96条関係)

[略]

殿

[略]

様式第57の2 (第96条関係)

[略]

殿

[略]

[略]

都道府県知事 殿

[略]

様式第57の2 (第96条関係)

[略]

都道府県知事 殿

[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第四条 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第二十八条第二項、第三十七条の二、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第四項及び第十項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第二項、第四項及び第五項、第八十条第三項及び第五項、第八十一条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2

「略」

改正前

（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第二十八条第二項、第三十七条の二、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項及び第四項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第二項、第四項及び第五項、第八十条第三項及び第五項、第八十一条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2

「略」

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条 製造設備が定置式製造設備(コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタン্ড、液化天然ガススタン্ড及び圧縮水素スタン্ডを除く。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 十六 「略」

十七 塔(高压ガス設備(貯槽を除く。))であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。以下この号において同じ。)、貯槽(貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。以下この号において同じ。)及び配管(高压ガス設備に係る地盤面上の配管(外径四十五ミリメートル以上のものに限る。))であつて、地震防災遮断弁(地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。以下この号において同じ。))で区切られた間の内容積が三立方メートル以上のもの又は塔槽類(塔及び貯槽をいう。))から地震防災遮断弁までの間のものをいう。並びにこれらの支持構造物及び基礎(以下「耐震設計構造物」という。))は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条 製造設備が定置式製造設備(コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタン্ড、液化天然ガススタン্ড及び圧縮水素スタン্ডを除く。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 十六 「略」

十七 塔(反応、分離、精製、蒸留等を行う高压ガス設備(貯槽を除く。))であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。)、貯槽(貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。))及び配管(経済産業大臣が定めるものに限る。))並びにこれらの支持構造物及び基礎(以下「耐震設計構造物」という。))は、耐震設計構造物の設計のための地震動(以下この号において「設計地震動」という。))、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法(以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。))、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の経済産業大臣が定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの(経済産業大臣がその計算を行うに当たつて十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。))によることができる。

十八〽四十三 「略」

2 「略」

(危害予防規程の届出等)

第六十三條 「略」

2 法第二十六條第一項の經濟産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一〽六 「略」

七 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。

八〽十二 「略」

3〽8 「略」

9 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第八條第一項の規定により津波浸水想定(同項に規定する「津波浸水想定」をいう。以下同じ。)が設定された区域内にある事業所に係る法第二十六條第一項の經濟産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、当該津波浸水想定に応じた次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。

二 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。

三 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。

四 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること(当該

十八〽四十三 「略」

2 「略」

(危害予防規程の届出等)

第六十三條 「略」

2 法第二十六條第一項の經濟産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一〽六 「略」

〔新設〕

七〽十一 「略」

3〽8 「略」

〔新設〕

該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。

五 充填容器等（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関する事（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあつては、二メートル）を超える場合に限る。）。

六 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関する事。

七 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関する事。

10 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該設定があつた日から一年以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備（ロード・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天	

〔新設〕

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備（ロード・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天	

備考 〔略〕	258 〔略〕	然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)である製造施設の場合 一5十六 〔略〕 十七 第六条第一項第十七号の耐震設計構造物の耐震に関する性能 十八5六十二 〔略〕
	十八5六十二 〔略〕	一5十六 〔略〕 十七 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。

別表第三(第八十二条第二項第四号関係)

検査項目	1 〔略〕	保安検査の方法
	2 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合 一5十 〔略〕 十一 第六条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十七号の耐震設計構造	
		一5十 〔略〕 十一 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。

備考 〔略〕	258 〔略〕	然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)である製造施設の場合 一5十六 〔略〕 十七 第六条第一項第十七号の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造 十八5六十二 〔略〕
	十八5六十二 〔略〕	一5十六 〔略〕 十七 耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。

別表第三(第八十二条第二項第四号関係)

検査項目	1 〔略〕	保安検査の方法
	2 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合 一5十 〔略〕 十一 第六条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十七号の耐震設計構造	
		一5十 〔略〕 十一 耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>物の耐震に関する性能</p> <p>十二～三十一 「略」</p> <p>2の2・2の3 「略」</p> <p>3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合 一～十三 「略」</p> <p>十四 第七条の三 第一項第一号で準用する第六条 第一項第十七号の耐震設計構造物の耐震に関する性能</p> <p>十五～九十九 「略」</p> <p>3の2～5 「略」</p>	<p>十二～三十一 「略」</p> <p>一～十三 「略」</p> <p>十四 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。</p> <p>十五～九十九 「略」</p>
	<p>物の地震の影響に対して安全な構造</p> <p>十二～三十一 「略」</p> <p>2の2・2の3 「略」</p> <p>3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合 一～十三 「略」</p> <p>十四 第七条の三 第一項第一号で準用する第六条 第一項第十七号の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造</p> <p>十五～九十九 「略」</p> <p>3の2～5 「略」</p>	<p>十二～三十一 「略」</p> <p>一～十三 「略」</p> <p>十四 耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。</p> <p>十五～九十九 「略」</p>

(特定設備検査規則の一部改正)

第五条 特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分はこれに順次対応する改正後欄に掲げる既定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に対応して二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(耐震性能)</p> <p>第十三条 塔槽類及び特定支持構造物（以下「耐震設計設備」という。）は、経済産業大臣が定める適切な耐震に関する性能を有することとしなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>(表示)</p> <p>第五十六条 法第五十六条の五第一項の規定により特定設備検査合格証の交付を受けた者が行う表示は、特定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鑄出等の方法により記した板を溶接をし、はんだ付けをし、若しくはろう付けをすることにより行うものとする。ただし、ライナーに周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する圧力容器を使用した特定設備に同項の表示をするときは、次の各号に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻したアルミニウム箔を当該特定設備の圧力容器胴部の外面の見やすい箇</p>	<p>(耐震設計)</p> <p>第十三条 塔槽類及び特定支持構造物（以下「耐震設計設備」という。）は、耐震設計設備の設計のための地震動（以下「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計設備のうち耐震上重要な部分に生じる応力等、耐震設計設備の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造としなければならない。この場合において、耐震設計設備の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたものによることができる。</p> <p>2 「略」</p> <p>(表示)</p> <p>第五十六条 法第五十六条の五第一項の規定により特定設備検査合格証の交付を受けた者が行う表示は、特定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鑄出等の方法により記した板を溶接をし、はんだ付けをし、若しくはろう付けをすることにより行うものとする。ただし、ライナーに周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する圧力容器を使用した特定設備に同項の表示をするときは、次の各号に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻したアルミニウム箔を当該特定設備の圧力容器胴部の外面の見やすい箇</p>

所に取れないように貼付することその他の保安上支障のない方法により、当該事項をその順序で当該特定設備の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように表示をすることをもつて、これに代えることができる。

一〇七 [略]

[削る]

様式第 1 (第 5 条関係)

特定設備検査申請書		[略]
1	[略]	
8		
9	耐震性能に関する事	

様式第 2 (第 5 条関係)

輸入特定設備検査申請書	[略]
-------------	-----

所に取れないように貼付することその他の保安上支障のない方法により、当該事項をその順序で当該特定設備の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように表示をすることをもつて、これに代えることができる。

一〇七 [略]

八 耐震設計設備の設計地震動(レベル一地震動にあつては「L1」、レベル二地震動にあつては「L2」とする。)に続けて、設計水平震度(記号 KSH又はKMH)又は設計水平加速度(記号 AH、単位 センチメートル毎秒毎秒)

様式第 1 (第 5 条関係)

特定設備検査申請書		[略]
1	[略]	
8		
9	耐震設計設備が設置される場所の地域区分	
10	耐震設計設備が設置される場所の地盤種別	
11	耐震設計設備の設計地震動及び設計震度又は設計加速度	水平 鉛直

様式第 2 (第 5 条関係)

輸入特定設備検査申請書	[略]
-------------	-----

1	[略]		
5			
10			
11	耐震性能に関する事		

[略]

様式第7 (第53条関係)

特定設備検査合格証

1	[略]	[略]	[略]
5			
8			
9	耐震性能に関する事		

[略]

様式第24 (第76条関係)

一部工程の特定設備検査申請書

1	[略]		
5			
10			
11	耐震設計設備が設置される場所の地域区分		
12	耐震設計設備が設置される場所の地盤種別		
13	耐震設計設備の設計地震動及び設計震度又は設計加速度	水平鉛直	

[略]

様式第7 (第53条関係)

特定設備検査合格証

1	[略]	[略]	[略]
5			
8			
9	耐震設計設備が設置される場所の地域区分		
10	耐震設計設備が設置される場所の地盤種別		
11	耐震設計設備の設計地震動及び設計震度又は設計加速度	水平鉛直	

[略]

様式第24 (第76条関係)

一部工程の特定設備検査申請書

		[略]	
1 ～ 8	[略]		
9	検査を受けようとする製造の工程		
10	耐震性能に関すること		

[略]

様式第25 (第77条関係)

特定設備検査基準適合証の交付申請書

		[略]	
1 ～ 8	[略]		
9	耐震性能に関すること		

		[略]	
1 ～ 8	[略]		
9	耐震設計設備が設置される場所の地域区分		
10	耐震設計設備が設置される場所の地盤種別		
11	耐震設計設備の設計地震動及び設計震度又は設計加速度	水平	
12		鉛直	
	検査を受けようとする製造の工程		

[略]

様式第25 (第77条関係)

特定設備検査基準適合証の交付申請書

		[略]	
1 ～ 8	[略]		
9	耐震設計設備が設置される場所の地域区分		
10	耐震設計設備が設置される場所の地盤種別		

[略]

様式第26 (第78条関係)

特定設備基準適合証

[略]	[略]	[略]
1 ～ 8	[略]	[略]
9	耐震性能に関すること	

[略]

様式第26 (第78条関係)

特定設備基準適合証

11	耐震設計設備の設計地震動及び設計震度又は設計加速度	水平鉛直
[略]	[略]	[略]
1	[略]	[略]
～ 8	[略]	[略]
9	耐震設計設備が設置される場所の地域区分	
10	耐震設計設備が設置される場所の地盤種別	
11	耐震設計設備の設計地震動及び設計震度又は設計加速度	水平鉛直

[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第六条 コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（製造施設に係る技術上の基準）

第五条 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一～二十三 「略」

二十四 塔（高圧ガス設備（貯槽を除く。）であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。以下この号において同じ。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。以下この号において同じ。）及び配管（高圧ガス設備に係る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。）であつて、地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。以下この号において同じ。）で区切られた間の内容積が三立方メートル以上のもの又は塔槽類（塔及び貯槽をいう。）から地震防災遮断弁までの間のものをいう。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下「耐震設計構造物」という。）は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。

改正前

（製造施設に係る技術上の基準）

第五条 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一～二十三 「略」

二十四 塔（反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備（貯槽を除く。）であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。）、及び配管（経済産業大臣が定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下「耐震設計構造物」という。）は、耐震設計構造物の設計のための地震動（以下この号において「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法（以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。）、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の経済産業大臣が定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が

二十五～六十五 〔略〕

2 〔略〕

(危害予防規程の届出等)

第二十二條 〔略〕

2 法第二十六條第一項の經濟産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一～六 〔略〕

七 大規模な地震に係る防災及び減災対策に關すること。

八～十三 〔略〕

3～8 〔略〕

9 津波防災地域づくりに關する法律(平成二十三年法律第二百十三号)第八條第一項の規定により津波浸水想定(同項に規定する「津波浸水想定」をいう。以下同じ。)が設定された区域内にある事業所に係る法第二十六條第一項の經濟産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、当該津波浸水想定に應じた次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 津波に關する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に關すること。

二 津波に關する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に關すること。

三 津波に關する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に關すること。

四 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事

耐震設計上適切であると認められたもの(經濟産業大臣がその計算を行うに当たつて十分な能力を有すると認められた者による場合に限る。)によることができる。

二十五～六十五 〔略〕

2 〔略〕

(危害予防規程の届出等)

第二十二條 〔略〕

2 法第二十六條第一項の經濟産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一～六 〔略〕

〔新設〕

七～十二 〔略〕

3～8 〔略〕

〔新設〕

業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。）。

五 充填容器等（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関する事（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあつては、二メートル）を超える場合に限る。）。

六 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関する事。

七 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関する事。

10 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において高压ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該設定があつた日から一年以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

別表第三（第十九条関係）

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備がロード・エバポレー	

〔新設〕

別表第三（第十九条関係）

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備がロード・エバポレー	

別表第四(第三十七条第二項第四号関係)	
検査項目	保安検査の方法
1 [略]	
2 製造設備がコー ルド・エバプレー タである製造施設 の場合	
備考 [略]	
279 [略]	二十六 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。
二十七～七十四 [略]	二十七～七十四 [略]
二十六 第五条第一項第二十四号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	一～二十五 [略]
施設の場合	
一～二十五 [略]	
タ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合	

別表第四(第三十七条第二項第四号関係)	
検査項目	保安検査の方法
1 [略]	
2 製造設備がコー ルド・エバプレー タである製造施設 の場合	
備考 [略]	
279 [略]	二十六 耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。
二十七～七十四 [略]	二十七～七十四 [略]
二十六 第五条第一項第二十四号の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	一～二十五 [略]
施設の場合	
一～二十五 [略]	
タ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合	

<p>4 〔略〕</p> <p>一〇十五 〔略〕</p> <p>十六 第五条の二 第一項で準用する 第五条第一項 第二十四号の耐 震設計構造物の 耐震に関する性 能</p> <p>十七〇三十六 〔略〕</p> <p>二の二・二の三 〔略〕</p> <p>三 製造設備が圧縮 水素スタンドであ る製造施設の場合 一〇二十 〔略〕</p> <p>二十一 第七条の 三第一項第一号 で準用する第五 条第一項第二十 四号の耐震設計 構造物の耐震に 関する性能</p> <p>二十二〇百十三 〔略〕</p>	<p>一〇十五 〔略〕</p> <p>十六 耐震設計構造物が適切な耐震 に関する性能を有することを目視 及び図面により検査する。</p> <p>十七〇三十六 〔略〕</p> <p>一〇二十 〔略〕</p> <p>二十一 耐震設計構造物が適切な耐 震に関する性能を有することを目 視及び図面により検査する。</p> <p>二十二〇百十三 〔略〕</p>
<p>4 〔略〕</p> <p>一〇十五 〔略〕</p> <p>十六 第五条の二 第一項で準用す る第五条第一項 第二十四号の耐 震設計構造物の 地震の影響に対 して安全な構造 として安全な構造</p> <p>十七〇三十六 〔略〕</p> <p>二の二・二の三 〔略〕</p> <p>三 製造設備が圧縮 水素スタンドであ る製造施設の場合 一〇二十 〔略〕</p> <p>二十一 第七条の 三第一項第一号 で準用する第五 条第一項第二十 四号の耐震設計 構造物の地震の 影響に対して安 全な構造</p> <p>二十二〇百十三 〔略〕</p>	<p>一〇十五 〔略〕</p> <p>十六 耐震設計構造物の地震の影響 に対して安全である構造の状況を 目視及び図面により検査する。</p> <p>十七〇三十六 〔略〕</p> <p>一〇二十 〔略〕</p> <p>二十一 耐震設計構造物の地震の影 響に対して安全である構造の状況 を目視及び図面により検査する。</p> <p>二十二〇百十三 〔略〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正)

第七条 国際相互承認に係る容器保安規則(平成二十八年経済産業省令第八十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 「略」</p> <p>四 海外認定容器 次に掲げるもの</p> <p>イ 協定規則第三百三十四号に適合するものとして経済産業大臣が定める国、地域又は機関が認定した容器（容器に使用する金属材料が次条第一項第一号で定める製造の方法の基準に適合するものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）</p> <p>ロ 協定規則第一百十号に適合するものとして経済産業大臣が定める国、地域又は機関が認定した容器</p> <p>五 海外認定附属品 次に掲げるもの</p> <p>イ 協定規則第三百三十四号に適合するものとして経済産業大臣が定める国、地域又は機関が認定した附属品（附属品に使用する金属材料が第十一条第一号で定める規格に適合するものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）</p> <p>ロ 協定規則第一百十号に適合するものとして経済産業大臣が定める国、地域又は機関が認定した附属品</p> <p>第六条の二 海外認定容器にあつては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従つて行つた刻印又は標章（次の各号に定める刻印又は標章の掲示をした場合にあつては、その刻印又は標章を含む。）は、法第四十五条第一項の刻印</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 「略」</p> <p>四 海外認定容器 次に掲げるもの</p> <p>イ 協定規則第三百三十四号に適合するものとして経済産業大臣が定める国が認定した容器（容器に使用する金属材料が次条第一項第一号で定める製造の方法の基準に適合するものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）</p> <p>ロ 協定規則第一百十号に適合するものとして経済産業大臣が定める国が認定した容器</p> <p>五 海外認定附属品 次に掲げるもの</p> <p>イ 協定規則第三百三十四号に適合するものとして経済産業大臣が定める国が認定した附属品（附属品に使用する金属材料が第十一条第一号で定める規格に適合するものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）</p> <p>ロ 協定規則第一百十号に適合するものとして経済産業大臣が定める国が認定した附属品</p> <p>第六条の二 海外認定容器にあつては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従つて行つた刻印又は標章（次の各号に定める刻印又は標章を含む。）をもつて法第四十五条第一項の刻印（前条で定めた容器以外のものの場合に限る</p>

(前条で定めた容器以外のものの場合に限る。)又は同条第二項の標章(前条で定めた容器の場合に限る。)とみなす。

一 海外認定容器を製造した者が適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起らないことを確認した許容傷深さ(胴部の繊維強化プラスチック部分に係るものをいう。)(記号 D C、単位 ミリメートル)

二 海外認定容器を製造した者が適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起らないことを確認した許容傷深さ(胴部以外の繊維強化プラスチック部分に係るものをいう。)(記号 D D、単位 ミリメートル)

(品質管理の方法及び検査のための組織)

第三十四条 「略」

2 法第四十九条の七第三号の経済産業省令で定める技術上の基準は、日本工業規格 Q 9 0 0 1 (2 0 0 8) 又は国際規格 I S O 9 0 0 1 (2 0 0 8) の品質システム要求事項に規定される基準のほか、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なもの(登録容器製造業者にあっては、容器を適切な方法により回収すること及び経済産業大臣が定める試験を含む。)とする。

。)(又は同条第二項の標章(前条で定めた容器の場合に限る。)とみなす。

一 海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起らないことを保証する胴部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ(適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起らないことを確認した深さ以下に限る。)(記号 D C、単位 ミリメートル)

二 海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起らないことを保証する胴部以外の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ(適切な解析方法を用いて容器に使用上の支障が起らないことを確認した深さ以下に限る。)(記号 D D、単位 ミリメートル)

(品質管理の方法及び検査のための組織)

第三十四条 「略」

2 法第四十九条の七第三号の経済産業省令で定める技術上の基準は、日本工業規格 Q 9 0 0 1 (2 0 0 8) 又は国際規格 I S O 9 0 0 1 (2 0 0 8) の品質システム要求事項に規定される基準のほか、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに第三条中様式第三十七、様式第五十三、様式第五十四、様式第五十七及び様式第五十七の二の改正規定 公布の日

二 第七条 平成三十年十一月三十日

(経過措置)

第二条 この省令の施行（附則第一条本文の規定による施行をいう。以下本条において同じ。）の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの省令の施行後に高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第十四条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事が行われる場合の当該耐震設計構造物のこの省令の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行前に法第二十六条第一項の規定による届出をしている者であつて、この省令の施行の際現に津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第八条第一項の規定により津波浸水想定が設定された区域内にある事業所については、危害予防規程に定めるべき事項の細目は、第二条による改正後の冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第三十五条第十項、第三条による改正後の液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十一条第十項の規定、第四条による改正後の一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十三条第十項の規定及び第六条による改正後のコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十二條第十項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行前に法第二十六条第一項の規定による届出をしている事業所については、危害予防規程に定めるべき事項の細目は、第二条による改正後の冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第三十五条第二項第七号、第三条による改正後の液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十一条第二項第七号、第四条による改正後の一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十三条第二項第七号の規定及び第六条による改正後のコンビナート等保安規則（

昭和六十一年通商産業省令第八十八号) 第二十二條第二項第七号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。